

# 裁 決 書

審査請求人

奈良県桜井市●●●●●●●●●●  
●●●●●●●●●●  
●●●●●

代 理 人

奈良県桜井市●●●●●●●●●●  
●●●●●●●●●●  
●●●●●

処 分 庁

桜井市社会福祉事務所長

審査請求人 ●●●●● 代理人 ●●●●● ●●●●●が令和3年11月2日に提起した処分庁による令和3年7月16日付け生活保護法第78条による徴収金決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を棄却する。

## 事 案 の 概 要

- 1 令和3年7月5日、桜井市社会福祉事務所長（処分庁）は、令和3年度課税調査において、生活保護の被保護者である審査請求人と同世帯に属する長女●●●●●（以下「長女」という。）の収入申告額と給与報告額が一致しないため、審査請求人に長女の給与調査を行う旨を伝えた。
- 2 令和3年7月16日、処分庁は、給与調査により長女の無申告収入が発覚したため、株式会社●●●●●●●の令和2年10月から令和3年4月までの給与

収入●●●●円及び株式会社●●●●●●の令和2年8月から同年10月までの給与収入●●●●円の併せて●●●●円について、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条に基づく費用徴収決定（以下「本件処分」という。）をした。

- 3 令和3年7月29日、処分庁は、長女に無申告の理由及び収入申告義務の確認を行った。
- 4 令和3年8月6日、処分庁は、審査請求人に対し、法第78条徴収金による徴収金決定通知書を交付した。
- 5 令和3年11月2日、審査請求人は、桜井市長（審査庁）に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、生活保護の被保護者である審査請求人が、同じ世帯に属する当時高校生の長女のアルバイト収入を申告せずに保護費を受給し続けたことが「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けたことにあたるとして、処分庁より令和3年7月16日付けで本件処分を受けたが、審査請求人が収入申告を行わなかったのは、長女がアルバイト収入を得ていたことを全く知らなかったためであり、「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けた場合にはあたらないから、本件処分は不服であるとして、その取り消しを求める。

#### 2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人が当市で生活保護を受給する際、「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」書類に署名捺印させ、世帯員全体の収入を把握し、申告義務があることを説明している。加えて、審査請求人は、生活保護の前実施機関である●●市で、本件処分と同じく世帯員の収入の無申告により法第78条に基づく費用徴収決定がなされている経緯があることから、収入申告義務については理解しているものと判断できる。

審査請求人は、長女がアルバイト収入を得るために頻繁に自宅を長時間不在にしていたことについて、理由を尋ねるなど就労状況を確認する機会があったにも関わらず、長女からの自主的な申告に任せきりにしており、収入把握を怠っていたと判断できる。

処分庁は、長女にアルバイト等の収入申告義務についての説明及び就労状況

の確認を行っていたが、長女は処分庁に虚偽の説明及び申告を行っていたため、法第 78 条に基づき本件処分を行ったことは適正であり、長女には明らかに不正の意思があったと認められ、審査請求人にも不正する故意があったとみなせる。

以上のことから、本件処分は適法な手続き及び法意に基づいて行った処分であるため、本件審査請求を棄却する裁決を求める。

## 理 由

### 1 本件処分に係る法令等の規定について

#### (1) 収入の認定

法第 4 条第 1 項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。これは、生活に困窮する者が、利用し得る資産、能力等を活用してもなお最低限度の生活の維持ができない場合に、その不足分を補うという生活保護制度の基本的な原理原則の一つである保護の補足性の原理について定めたものであり、法による保護を受けるためには、利用し得る資産、能力等を活用することが要件となっていることから、現実に得た金銭（現物を含む。）については、最低生活の維持に充てることが原則であり、就労可能な者がその能力を活用して得た収入についても同様である。

また、法第 10 条の規定により、保護は、原則として、世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとされていることから、世帯主及び世帯員が収入を得た場合は、保護の実施機関が当該収入を世帯の収入として認定したうえで、保護基準に基づくその世帯の最低限度の生活の維持に不足する分について、保護に要する費用を支給することとなる。

ただし、就労による収入については、その全額を収入認定するのではなく、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図る観点から、収入額に応じて基礎控除額を設けている。このほか、未成年者に対しては、教養その他健全な生活基盤を確立するための特別の需要に対応するとともに未成年者の勤労意欲助長を図るため、基礎控除に加え、未成年者控除として、就労収入から一定額を控除のうえ収入認定する取扱いを行っている。

更に、就学中のアルバイト等の収入の取り扱いについては、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、又はクラブ活動費（学習支援費を活用し

ても不足する分に限る。)、学習塾費等に充てられる費用は、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととして差し支えないとされている等、就学しながら保護を受けることができる者の収入については、一定の範囲において収入認定しない取扱いも可能とされている。

#### (2) 生活上の義務

法第 60 条は、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」と規定している。

#### (3) 届出の義務

第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

#### (4) 費用の徴収

① 法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定している。また、生活保護手帳別冊問答集 2021 年度版（以下「問答集」という。）P. 443 問 13-23 答 (3) では、法第 78 条による費用の徴収は、各種控除を行うことなく、必要最小限度の実費を除いた収入額を徴収の対象としている。

② 問答集 P. 417 問 13-1 答② (C) では、不当受給に係る保護費の徴収に当たり法第 78 条の適用によることが妥当な場合として、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。」としている。

## 2 争点

審査請求人及び処分庁の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は次の通りである。

- (1) 審査請求人は、長女がアルバイトをし、給与収入を得ていたことを認識していたか否か（争点 1）
- (2) 「法第 78 条第 1 項に規定する「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたといえるか否か。」（争点 2）

### 3 争点1に対する判断

審査請求人は、長女の本件アルバイト収入を申告しなかったのは、審査請求人が長女の本件アルバイト勤務を知らなかったからであり、真実を隠蔽し、不正に受給しようとする故意はなかったと主張する。

審査請求人のこの点に関する主張は特段不自然とは言えず、また、長女の本件のアルバイト就労を具体的に認識していたと認めるに足る証拠はないので、審査請求人について係る認識があったと認定することは出来ない。

### 4 争点2に対する判断

審査請求人は、長女の勤務状況の把握を怠っておらず、仮に怠った事実があっても、勤務状況の把握を怠る行為と「真実を隠蔽し、不正に受給しようとする」行為は違法性、悪質性の程度においてまったく次元が異なり、勤務状況の把握の懈怠に対して法第78条第1項を適用することが正当化されることはないと主張する。

しかし、審査請求人が述べる勤務状況の把握を怠る行為と「真実を隠蔽し、不正に受給しようとする」行為は違法性、悪質性の程度は、まったく次元が異なるものとは認められず、懈怠の程度が法第78条第1項の要件に該当するほど重大な程度に至っている場合には、これにあたるというべきである。

具体的には、当該受給者が収入申告義務を十分に認識していたにもかかわらず、世帯員の勤務状況の把握を故意に一切行わないなどの故意に匹敵する重大な過失があると認められる場合にも、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」という要件に該当するというべきである。

この点、本件では、審査請求人は、本市で生活保護を受給する際、「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」（弁明書証拠書類（3））の書類に署名捺印し、世帯員全体の収入の把握、申告義務がある事の説明を受けていたことが認められる。

なお、法第61条の届出義務については、生活保護の適正な支給のために極めて重要な義務であり、単に世帯員の収入を知った場合には申告すべきというだけでなく、世帯員の収入を積極的に把握して申告すべきことまで求められている義務と解すべきである。

そして、審査請求人は、令和3年7月5日、処分庁担当者から、課税調査によって長女の収入申告と給与申告に差額があり、長女に無申告収入がある可能性を伝えられた際、「娘はまだ高校生なので収入申告を行わなければならないことが分からないんです。私も、高校生ぐらいの時はそんなこと言われても分からなかったです。娘がどこでどのくらい働いているかは娘に任せているので

分かりません。」(弁明書証拠書類(1) ケース記録)と述べていたことが記録されている。

また、反論書証拠書類 1. 令和 3 年 12 月 23 日付け●●●●陳述書には「不審に思うこともないのにあれこれ長女に詮索することはしませんでした。」と記載されており、審査請求人は、自身が長女の就労把握を行っていなかったことを認めている。

また、同陳述書によれば、審査請求人が、長女が審査請求人に黙ってアルバイトをすることを強く禁止するなど具体的な監督行為をしていなかったことも認められるというべきである。

したがって、審査請求人は、長女が収入申告について理解していないことを認識ないし認容しつつ、かかる長女にアルバイト勤務をするか否かの判断を任せきりにして何ら具体的な監督もしていなかったものと言わざるを得ず、世帯員の勤務状況の把握を怠った程度は、極めて重大である。

よって、審査請求人には、法第 61 条の申告義務について故意に匹敵する重大な過失があり、それによって生活保護を受給したものとして、法第 78 条第 1 項に該当することが認められる。

## 5 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 4 年 6 月 7 日

審 査 庁  
桜井市長 松井 正剛

### ( 教 示 )

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、桜井市を被告として(訴訟において桜井市を代表する者は桜井市長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした本件

処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、桜井市を被告として（訴訟において桜井市を代表する者は桜井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。